

要介護1～5の方

要支援1・2の方

福祉用具貸与・購入、住宅改修

介護に必要な福祉用具のレンタルや購入をしたり、自宅をバリアフリーに改修したりするときに、費用の一部が介護保険から支給されます。

★令和6年4月から、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と購入の選択ができるようになりました。

●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く) ●多点杖

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

●利用者負担について

レンタル費用の1割～3割が利用者負担となります。

対象となる用具

○＝利用できる ×＝原則として利用できない

△＝尿のみを吸引するものはできる

・手すり(工事をとまなわないもの)
・スロープ(工事をとまなわないもの)
・歩行器・歩行補助つえ

・車いす・車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具
・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)

・自動排泄処理装置

	要支援1・2		
	要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具 ・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
・自動排泄処理装置	△	△	○



特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

申請が必要です

入浴や排せつなど、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

●利用者負担について

購入費の1割～3割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写しを添えて介護保険課窓口で申請することで、10万円の限度額内で保険給付分(費用の7割～9割)が、あとから支給されます。

対象となる用具

●腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具
●排泄予測支援機器



福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

必ず事前の申請が必要です!

※事前申請がない場合は支給の対象とはなりません。

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための住宅改修を行った場合、費用の一部を住宅改修費として支給します。

対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※改修の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口に相談しましょう。

※新築工事や大規模改修とあわせての改修は対象なりません。

●利用者負担について

要介護状態区分にかかわらず、同一住宅で1人につき対象費用20万円を上限として、その1割～3割を利用者が負担します。

※介護保険証記載の住所地(住民票上の住所地)における住宅改修のみが対象です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が大きく上がった場合、再度支給を受けることができます。



② 介護保険で住宅改修するときの注意点

- 本人や介護をする家族がケアマネジャーなどと事前に相談し、専門的所見に基づき改修を必要と判断された、自宅における日常生活上での必要な工事に限られます。
- 必要に応じて複数の業者から見積りを取りましょう。より適切な改修を選択できます。

●手続きの流れ(償還払いの場合)※

ケアマネジャーまたは
地域包括支援センターに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

介護保険課へ事前申請

・書類の審査をしますので、少なくとも工事の10日前までに申請をお願いします。

工事の実施・完了／支払い(全額)

・市の承認決定を受けてから着工します。

介護保険課へ払い戻し(工事完了)の手続き

住宅改修費の支給(保険給付分)

事前申請に必要な書類

- 住宅改修費事前申請書
- 住宅所有者の承諾書
(住宅改修利用者と住宅所有者が異なる場合)
- 工事費内訳書(見積書)
- 住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーに作成を依頼します)
- 間取図(平面図)
- 改修部分の工事前の写真(日付入り)

手続きに必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 領収書の原本(被保険者本人の名前のもの)
- 工事費内訳書(請求書)
- 改修部分の工事前、工事後の写真(日付入り)

※住宅改修の施工事業者が受領委任払い登録事業者の場合は、被保険者の支払いを自己負担額のみ(1割、2割または3割)とすることもできます。ただし、給付制限を受けている方は対象外です。